○ 西いぶり広域連合連絡調整会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西いぶり広域連合(以下「広域連合」という。)の適正かつ円滑 な運営を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 広域連合の連絡調整機関として、次の会議を設置する。
 - (1) 広域連合副市町長会議(以下「副市町長会議」という。)
 - (2) 広域連合事務担当課長職会議(以下「課長職会議」という。)

(副市町長会議)

- 第3条 副市町長会議は、構成市町の副市町長(副市町長が2人の場合は、構成市町 の指定する副市町長)で構成する。
- 2 副市町長会議は、広域連合の規約の変更、運営方針等の重要な事項を協議するため、広域連合長が必要な都度、招集する。
- 3 副市町長会議の議長は、広域連合事務管理者とする。
- 4 副市町長会議は、関係市町の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 5 副市町長会議に参与を置くことができ、参与は広域連合の近隣の市町村から当該 副市町長会議の同意を得て選任する。

(課長職会議)

第4条 課長職会議は、広域連合の適正な管理及び運営を図るため、広域連合長が必要の都度招集する。

(委任)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附則

この要綱は、平成12年3月28日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年3月27日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。